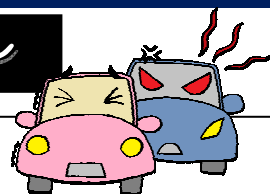


自動車運転死傷処罰法※の「危険運転の適用範囲」が拡大！

～妨害停止も危険運転「第2条に2類型を新設」～

～令和2年7月2日施行～



2つの類型を新設（法2条）

通行を妨害する目的で

- ① 重大事故につながるスピードで走行している相手の車の前方で**停止**したり、**著しく接近**することとなる方法で自動車を運転する行為
- ② 高速自動車国道又は自動車専用道路で、走行中の車の前方で**停止**したり、**著しく接近**したりし、その車を停止又は徐行させる行為

2条 (危険運転致死傷罪)	3条 (危険運転致死傷罪)	4条 (過失運転致死傷アルコール等 影響発覚過脱罪)	5条 (過失運転致死傷罪)
以下の運転を行い、人を死傷させる行為 ①アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難 ②進行を制御することが困難な高速度で走行 ③進行を制御する技能を有しない ④他車の直前進入・急接近 ⑤他車の前方に 停止・急接近 ⑥高速道路等において、他車の前方に 停止・急接近し他車を停止又は徐行させる ⑦赤信号を殊更に無視 ⑧通行禁止道路を進行	アルコール・薬物または一定の病気の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転 →よってそのアルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させる行為	アルコール・薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転 →運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷 →その運転のときのアルコール・薬物の影響の有無または程度が発覚することを免れる目的で、追い飲み等をする行為	自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させる行為
致傷 15年以下の懲役 致死 1年以上の有期懲役 (上限 懲役20年)	致傷 12年以下の懲役 致死 15年以下の有期懲役	12年以下の懲役	7年以下の懲役もしくは禁固 または100万円以下の罰金

2分類を新設

※自動車運転死傷処罰法=自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律